

都市基盤施設の整備促進に関する決議

街路をはじめとする都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な基盤である。

経済が低迷し、また少子高齢化が進むなか、活力ある経済・社会の構築と安全で安心な都市づくりを推進し、地球規模での環境問題に対処するとともに、美しく潤いのある都市環境を創出するためには、街路、区画整理及び再開発等の都市基盤の整備をより一層推進することが重要である。

このような社会情勢の中、政府においては平成二十二年度概算要求において、公共事業費の削減、見直しが行われているが、全国には地域から整備を求められている都市基盤施設が数多く残されている。

今後の都市基盤整備にあたっては、街路事業をはじめとする必要な道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、地域活力基盤創造交付金については、地域に必要な都市基盤整備が安定的に実施されるよう、必要な額を確保すること。

一、現在建設中の道路は、建設を中止することなく、計画通りに整備することができるよう予算の確保に努めること。

一、災害に強いまちづくりや良好な居住環境を実現するため、高い整備効果が期待される街路事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るため、環状道路など幹線道路ネットワークの整備や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、地域において必要なこれらの都市基盤整備は、計画的かつ着実に推進できるように必要な予算を確保すること。

右、決議する。

平成二十一年十一月二十日

都市基盤整備事業推進大会